

令和2年第2回伊仙町議会臨時会

第 1 日

令和2年5月11日

令和2年第2回伊仙町議会臨時会議事日程（第1号）

令和2年5月11日（月曜日） 午後1時25分 開議

1. 議事日程（第1号）

○開会の宣言

○開議の宣言

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 承認第1号 令和元年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認

○日程第4 承認第2号 令和2年度伊仙町一般会計予算の専決処分の承認

○日程第5 承認第3号 令和2年度伊仙町国民健康保険特別会計予算の専決処分の承認

○日程第6 承認第4号 令和2年度伊仙町介護保険特別会計予算の専決処分の承認

○日程第7 承認第5号 令和2年度伊仙町後期高齢者特別会計予算の専決処分の承認

○日程第8 承認第6号 令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算の専決

○日程第9 承認第7号 令和2年度伊仙町上水道事業会計予算の専決処分の承認

○日程第10 承認第8号 伊仙町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認

○日程第11 承認第9号 伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認

○日程第12 議案第35号 令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）

○日程第13 議案第36号 伊仙町有機物供給センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	杉山 肇 君	2番	牧本 和英 君
3番	西 彦 二 君	4番	佐田 元 君
5番	清 平 二 君	6番	岡林 剛也 君
7番	牧 徳久 君	8番	上木 千恵造 君
9番	永田 誠 君	10番	福留 達也 君
11番	前 徹志 君	12番	明石 秀雄 君
13番	樺山 一 君	14番	美島 盛秀 君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 稲田 良和 君 事務局書記 元原 克也 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	大久保 明 君	副町長	稲 隆 仁 君
総務課長	久保 等 君	未来創生課長	松田 博樹 君
くらし支援課長	名古 健二 君	子育て支援課長	稲泉 喜博 君
地域福祉課長	大山 拳 君	経済課長	仲島 正敏 君
建設課長	福島 隆也 君	耕地課長	穂 浩一 君
きゅらまち観光課長	久保 修次 君	水道課長	徳永 正大 君
農委事務局長	豊島 克仁 君	教育長	大山 惣二郎 君
教委総務課長	上木 正人 君	社会教育課長	伊藤 晋吾 君
学校給セ所長	水本 斉 君	健康増進課長	澤 佐和子 君
選挙管理委員会書記長	重村 浩次 君	総務課長補佐	寶 永英樹 君

△開 会（開議） 午後 1時25分

○議長（明石秀雄君）

ただいまから、令和2年第2回伊仙町議会臨時会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（明石秀雄君）

日程第1 会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、佐田 元君、清 平二君、予備署名議員を岡林剛也君、牧 徳久君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（明石秀雄君）

日程第2 会期の決定について議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日5月11日の1日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日5月11日の1日間と決定いたしました。

△ 日程第3 承認第1号 令和元年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）

○議長（明石秀雄君）

日程第3 承認第1号、令和元年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

令和2年第2回伊仙町議会臨時会に提案いたしました承認第1号について、提案理由の説明をいたします。

承認第1号は、令和元年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）を地方自治法第179条第1項の規定により令和2年3月31日付で専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告して承認を求めるものであります。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（明石秀雄君）

承認第1号について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（久保 等君）

承認第1号、令和元年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認について補足説明いたします。

予算書1ページをお開きください。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額63億6,042万9,000円に歳入歳出それぞれ485万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を63億6,528万6,000円とするものであります。

予算書3ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入の説明をいたします。

13款国庫支出金、補正前の額9億6,143万4,000円に1,691万1,000円を増額し、9億7,834万5,000円とするものであります。

14款県支出金、補正前の額6億2,716万3,000円に1,563万円を増額し、6億4,279万3,000円とするものであります。

17款繰入金、補正前の額2億2,680万5,000円から2,768万4,000円減額補正し、1億9,912万1,000円とするものであります。

歳入合計、補正前の額63億6,042万9,000円に485万7,000円増額し、63億6,528万6,000円とするものであります。

予算書4ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

3款民生費、補正前の額16億3,562万6,000円に485万7,000円を増額し、16億4,048万3,000円とするものであります。

歳出合計、補正前の額63億6,042万9,000円に485万7,000円を増額し、63億6,528万6,000円とするものであります。

以上、令和元年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の補足説明をいたしました。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（明石秀雄君）

承認第1号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、承認第1号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第1号、令和元年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を採決します。この採決は、起立によって行います。

お諮りします。本件を承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（明石秀雄君）

起立多数です。したがって、承認第1号、令和元年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認は、承認することに決定しました。

- △ 日程第4 承認第2号 令和2年度伊仙町一般会計予算の専決処分の承認
- △ 日程第5 承認第3号 令和2年度伊仙町国民健康保険特別会計予算の専決処分の承認
- △ 日程第6 承認第4号 令和2年度伊仙町介護保険特別会計予算の専決処分の承認
- △ 日程第7 承認第5号 令和2年度伊仙町後期高齢者特別会計予算の専決処分の承認
- △ 日程第8 承認第6号 令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算の専決処分の承認
- △ 日程第9 承認第7号 令和2年度伊仙町上水道事業会計予算の専決処分の承認

○議長（明石秀雄君）

日程第4 承認第2号、令和2年度伊仙町一般会計予算の専決処分の承認、日程第5 承認第3号、令和2年度伊仙町国民健康保険特別会計予算の専決処分の承認、日程第6 承認第4号、令和2年度伊仙町介護保険特別会計予算の専決処分の件の承認、日程第7 承認第5号、令和2年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算の専決処分の承認、日程第8 承認第6号、令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算の専決処分の承認、日程第9 承認第7号、令和2年度伊仙町上水道事業会計予算の専決処分の承認について、6件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を6件一括して求めます。

○町長（大久保明君）

承認第2号は令和2年度伊仙町一般会計予算、承認第3号は令和2年度伊仙町国民健康保険特別会計予算、承認第4号は令和2年度伊仙町介護保険特別会計予算、承認第5号は令和2年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算、承認第6号は令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算、承認第7号は令和2年度伊仙町上水道事業会計予算、これらの予算につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により令和2年3月26日付で専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告して承認を求めるものであります。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（明石秀雄君）

承認第2号について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（久保 等君）

承認第2号、令和2年度伊仙町一般会計予算の専決処分の承認について補足説明いたします。

令和2年度伊仙町一般会計予算外5特別会計予算につきましては、令和2年第1回伊仙町議会定例会3月議会において提案いたしました。令和2年度当初予算審査特別委員会の中で、一般会計予算については、審議の過程で役場建てかえの設計委託料や駐車場借り上げ料、町営住宅建設計画、農林水産物直売所の備品購入、犬田布岬休憩所施設管理委託など、多くの質問等がありました。修正案の提示などはなく、原案否決という結果になりました、他の5特別会計予算については可決されました。当初予算審査特別委員会委員長から25日の最終本会議において、予算審議特別委員会の審査結果報告がなされました。審議をなす議会が流案となりました。

新年度が開始するまで当初予算が成立していない場合、住民生活や行財政運営など多大な影響が出ることが予想されることから、臨時議会の開催に向けて検討しましたが、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和2年3月26日付で専決処分を行いました。時間的余裕がないということにつきましては、3月27日に徳之島地区介護保険組合議会、3月28日には徳之島愛ランド広域連合議会が開催されることとなっており、両議会が開催される前に町からの負担金が計上された当初予算の成立が必要であったため、26日付での専決処分となったところであります。

一般会計予算については、予算審査特別委員会において、審査の過程で特に質疑のあった項目や当初予算審査特別委員会委員長の審査結果報告での意見のあった項目について検討を行い、原案を修正して専決処分としました。他5特別会計予算においては、予算審査特別委員会において、特に異論はなく可決されていることから、原案のまま専決処分としました。

以上、令和2年度伊仙町一般会計予算の専決処分についての補足説明をいたしました。ご審議賜り、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（明石秀雄君）

承認第2号について質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

承認第2号、令和2年度伊仙町一般会計予算の専決処分の承認について質疑をいたします。

ただいまの執行部の説明で、当時の内容等は理解はいたしております。しかしながら、私は、日ごろから大久保町長の行政手腕は行き当たりばったりだということをしょっちゅう申し上げてきました。もう嫌がる、飽きるぐらい言ってきました。そういう中で、流会というとんでもない事態が起きてしまいました。各新聞報道では、伊仙町議会の品位を傷つけた、あるいは批判を受けた、非常に残念な思いでなりません。そういう大久保町長の指導力、トップリーダーとしての指導力のなさが流会にもつながったのではないかという思いがいたしてなりません。

そういう中で、私も議会運営委員会に所属しておりますので、運営委員会の中で当初10日から、3月の10日から19日までと会期を提案がありましたけれども、大事な当初予算の案件だから会期をもうちょっと延ばして真剣に議論をしたほうがいいということ等で、中身としては充実した質疑、審議ができたのではないかな。最終的には、25日の採決と、最終本会議というふうになりましたけれども、これもって、どういうわけか昼からという会期日程でありました。また、私は、時間的に余裕がないんだろうと思って、時間延長とあるいはいろいろさき執行部の説明でありました修正案等々2回ほど、議長、そして事務局長が町長にも執行部のほうに申し入れをさせております。修正する気はないかということで、19日以降25日まで、私は相当な時間があつた。これを見込んで、私は25日まで会期をとらなければいけないという思いで、会期を25日まで、議運で決定をしていただいたわけでありました。そういうふうにして真剣に議会運営に取り組み、そして真剣に議論したいと、こういう中で流会になったということをもって、私は非常に残念な思いであります。

そして、その修正して出されたものは16カ所ほど今回あるようであります。これだけ修正する箇所があつたにもかかわらず、流会をして、議会を招集できなかつた。今、広域議会とかあるいは消防議会というふうに言いましたけれども、私は時間を割いてでもできたと。緊急を要するときでありましたので、臨時議会を招集することは十分できたというふうに考えております。私は、議会運営委員会でも、「土曜日、日曜日も出てやればいいんじゃないの」ということまで申し上げてあります。

そういうような中で、日ごろから私は大久保町長は議会を軽視していると。新聞各報道にも議会軽視だということが報道されております。これを全県下の県民の皆さんが見て、伊仙町は一体どうなっているんだと、こういう批判を受けたと私は思っております。こういう、本当に日ごろから町長の言っている議会と執行部の車の両輪と、施政方針にも書いてありますけれども、みずからがそう言いながら、そういう車の両輪的な役割を果たせなかつた。さらには、当日の最終日の25日、放送では、コロナウイルスが拡大しているから傍聴は差し控えてくださいという放送も毎日していました。にもかかわらず、十数人の傍聴席からのやじが飛び、議会どころではなかつた。こういう議会軽視をした大久保町長の、私は自戒措置を求めたいと思いますが、まず、みずからの自戒措置ができるのかどうかお尋ねをいたします。

○町長（大久保明君）

美島議員のお考えと私の認識では、いつもながらやっぱりかなりの差が出ております。

自戒措置ということの意味は、今議員が議員の考え方でいろいろ述べていただいたのであれば、これは私は反省しなければなりません。しかし、私はそのようには考えておりません。この伊仙町議会、先ほど庁舎建設の問題も修正してほしいと。かなりやっぱり今財政が厳しい中で、この約3億8,000万ほどの起債の、有利な起債があります。そういうことを考えて今年度中に計画を立てていかなければならない中で、それをどうしても外してほしいというふうな議論があつたと思います。それを流会させたという話も少し違うんではないかと思ひます。これは、正当な理由で、副議長が議

長となって採決をすべきであった、その採決をしなかったということは、これはしなかったため流会になったわけであります。執行部が何ら違法なことをしてはいないわけでありますので、その辺の考え方に大きな差がまずありました。

そういうことで、私は完璧な人間ではありませんけれども、自戒というのは、日々私は自分自身の行動に関してみましても反省すべきことは反省し、そして町の行政、職員の指導等、そして伊仙町がこういった政策をとっていかなければいけないということで、そのための微調整や反省は、これは常にあるわけでありますので、今回、今美島議員が話したことも、私は計画的にいろいろ進めていますけれども、それは議員との考え方の相違だと考えておりますので、その点に関しまして、計画性がないというふうな表現は間違っていると考えておりますので、そういうことで今後とも伊仙町発展のために全力で取り組んでまいる覚悟でございます。

○議長（明石秀雄君）

ちょっと待ってね。一般会計の予算についてご質疑を……。

○14番（美島盛秀君）

流会になった理由を聞いているから。

○議長（明石秀雄君）

予算の……

○14番（美島盛秀君）

議運でもいっちって許可が出たがね。

○議長（明石秀雄君）

え。

○14番（美島盛秀君）

議運でいいよっちって、全協で。言いたいこともう少し質問しますよと。いいんじゃないのと。予算に乗っているからこれぐらい町長も考えて答弁できるよねと。同僚議員が言っていたからね。みんな「はい、いいよ」と。

○議長（明石秀雄君）

予算から脱しないで。

○14番（美島盛秀君）

町長との認識の違いが相当あるわけでありますけども、伊仙町議会は、町長派と反町長派というレッテルが張られてしまいました。非常に残念なことであります。

それでは、修正をしたあるいは予算書の中で質疑をいたしたいと思います。

全部は時間のあれがありますので、まず、26ページ、歳入の26ページ。

農林水産業の水産業費雑入の漁業集落、「何ページ」と呼ぶ者あり）25ページです。5,000円掛ける12カ月という記入ミスでありまして、これが1万5,000円の12カ月の18万に変更になりましたけど、この歳入、そして、現在の歳入状況についてお尋ねいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

こちらにつきましては、確かに1万5,000円掛ける12月で予算を計上をさせていただいておるんですけれども、実績といたしましては、今年度4月、5月、それぞれ5,000円ずつ入金がなされております。

○14番（美島盛秀君）

4月、5月は納入できているということですね。

それでは、99ページ、98ページ、犬田布岬休憩施設管理委託料、契約内容を見直すということがありますけれども、どういう協議がされたのか、条例等を含めてどのような変更をしたのか。60万減額をしてあります、その理由をお尋ねいたします。98ページです。

○副町長（稲 隆仁君）

犬田布岬の休憩施設管理委託料についてどういうふうな協議がなされたかということでありまして、まずこの事業につきまして、カフェスペースという形等々の問題もあるのではないかなということ等含めて、再度事業の、奄振事業の事業内容等について再検討したところであります。本事業は、観光拠点連携整備事業として実施されたわけでありまして、奄美群島成長戦略ビジョンにうたわれている農業、観光・交流、そして情報通信の重点3分野の一つである観光・交流に係る事業として位置づけられており、事業自体に関しては問題はないものと思われまます。条例違反等がないか、精査が必要ではないかということでありましたけれども、今おっしゃったとおり目的外とは言えず、違法性はないものと思っております。なお、公営環境を損なうような張り紙等々、そういうふうな部類も現場行って確認いたしましたけれども、特に、環境を失するというような、損なうようなことは確認できませんでしたので、そのままいいと思っております。しかし、条例について違法性等はないと思っておりますけれども、規則において若干曖昧な点が、思われるところがありましたので、これを誤解を招かないように今後精査し整理していきたいと思っております。

施設の管理につきましては、利用者、観光客等々のニーズに応えるサービスの提供、そしてまた観光や中の方ではふるさと納税等のPRにも資しているということで、私どもは先ほど言いました重点3分野の一つである観光・交流に推進されているものと思っております。

○14番（美島盛秀君）

ちょっと理解、聞き取りにくかったんですけれども、要は、条例を変えて今後も今までどおり委託をします。また、あそこ今営業をしているみたいですが、その営業とかいろんなのは法律上関係ないという受け取り方でよろしいですか。

○副町長（稲 隆仁君）

今申しましたけれども、規則において若干曖昧な点があるというところは、規則において管理料を支払うこと、予算の範囲内において管理料を支払うことができると予算条例規則にも載っておるわけでありまして、ただし、使用料等についての詳細な説明がないということ等含めて曖昧な

点があったから、この点につきましては、今後精査をしてちゃんと明記をして、今後とも今も、先ほど申しました観光PR等の供にも資するということで貢献していると思っておりますので、今後続けていくような方向性で持っていきたいと思っております。

○14番（美島盛秀君）

条例の中に入館料を取ると、料金については別に定めるとありますけれども、その入館料は取っていたのか。また、その入館料の報告等があったのかどうか。そしてまた、今、今後、再利用させるということでありますけれども、もしこれが会計検査院等々でひっかかるような何か問題が起きた場合、今までの平成28年度からの過去4年の支払った60万の返還を求める考えはありますか。

○副町長（稲 隆仁君）

その点につきましても、県離島振興課の方に問い合わせをして、この事業で大丈夫であるかということの確認をいたしましたところ、明らかに目的外でなければ大丈夫ということの答弁をいただいているところであります。よって、それにしたときにどうかという仮定についてはお答えするわけにいかないと思っておりますけれども、拝観料につきましても現在もらっていないところであります。こういうところは、規則のほうにちゃんと明記されていなくて、ないものでありますので、今後精査した上でそういった取り決めをして、対応していきたいというところでございます。

○14番（美島盛秀君）

終わります。

○議長（明石秀雄君）

他にありませんか。

○5番（清 平二君）

ページ65ページ、款6農林水産業費、項1農業費の使用料及び賃借料、軽減税率対応レジリース料とありますけれども、これは役場の中でどこにレジを置いているのかお尋ねします。

○経済課長（仲島正敏君）

こちらは、農林水産物直売所百菜のレジのリースでございます。

○5番（清 平二君）

百菜のリース料ということですが、もう百菜は民間に管理委託してあるので、これを役場はリース料を支払うというのは何か根拠があるんですか。

○副町長（稲 隆仁君）

レジの軽減税率対応レジリース料ということですが、この点につきましては、3月定例議会のほうでも、予算審査特別委員会のほうでもいろいろ質疑があったところでありますけれども、条例等の第27条の備品の購入によって、甲の費用で当該備品を購入または搭載しなければならないということと、28条の乙による備品の購入ということで議論されたわけでありまして、27条の備品、今予算計上されている備品のことについてであります。本業務を実務のように供することができなくなった場合、今、これまでありましたレジにつきましては、軽減、消費税の対応

に、そしてさらに軽減税率等の対応に供しなくなったと、ように供することができなくなったということで、交換しなければならないということで、リース料を計上し購入したわけでありますけども、これにつきまして、このレジにつきましては、というか、百菜の施設に備わっているべき備品ということで、つまり有機物研究センターの散布車であったりとか、堆肥センターのユンボ、そしてダンプ運搬車等々と同じような形の、施設に備わっているべき備品ということで対応したわけであります。必要に応じてみずから備品を、乙がみずから備品を購入すると、するべきじゃないかなという意見も出ましたけれども、その点につきまして、28条の乙の備品購入ということにつきましては、そもそもが第50条の自主事業の実施、事業拡大等々するときに必要なときの備品は乙みずからの責任において、乙の責任と費用によって調達するということでありますので、今回の軽減税率対応のレジリースにつきましては、役場が備えるべき施設の設備として実施したということであります。この点につきましては、令和元年度の第3回定例議会、9月においてでありますけれども、一般会計予算について、消費税対応ということで軽減税率対応レジリース料半年分でありましたけれども、54万8,000円を計上し承認をいただいているところであります。

○議長（明石秀雄君）

3回目ですので。

○5番（清平二君）

何年リースするのか。やはり、これは最初に委託管理契約するときから非常に問題にはなっていたんですけども、やはり何年間リースしていくのか。そして、町は債務負担行為になるのかどうか。この辺のところまで答えていただきたいと思います。

○経済課長（仲島正敏君）

リースは60カ月になっております。

○5番（清平二君）

債務負担は。

○経済課長（仲島正敏君）

毎年単年度、年度、年度で契約をしまいたいと思います。

○5番（清平二君）

契約じゃなくて、債務負担行為のそのあれは、何か根拠があるのかどうか。

○議長（明石秀雄君）

リースするのか、するのであれば債務負担するか……。 （発言する者あり）

一回話しをしてごらん。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時05分

○議長（明石秀雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○経済課長（仲島正敏君）

失礼をいたしました。

必要であれば、債務負担行為を計上したいと思います。

○議長（明石秀雄君）

他にございませんか。

○13番（樺山 一君）

承認第2号、令和2年度伊仙町一般会計予算の専決処分の承認について質疑をいたします。

3月議会で出された一般会計予算の債務負担行為で、有機物供給センター指定管理委託料は、もちろんそのときの質問で5年間指定管理委託ができないと。有機物センターが5年間持つかわからないということで、債務負担行為を計上してありました。そして今回のこの承認の件では落としております。しかし、そのときに、なぜ有機物供給センターの指定管理の指定についてを議会に提出しなかったのか。例えば、3月中に5年間のやはりこの債務負担行為を組むんでしたら、指定管理をして、それもやはり3月議会で諮るべきだったと思います。

しかし、5年間できないから1年、単年度ということで3月議会で答弁をいただきました。なぜ、債務負担の予算を組む、そして指定管理の、例えば業者を決めていない。業者を決めて議会に諮らなかつたのか。こういういい加減な、いい加減な予算書を3月議会に、我々に出したわけですよ、執行部は。その点についてどうお考えですか。

○経済課長（仲島正敏君）

ただいまの件につきましては、担当課である経済課の私のミスだと思います。

○13番（樺山 一君）

すぐ陳謝されれば、もう何も言うことがありませんけど、ぜひ、やっぱり予算を、予算書を厳密に精査して議会に出していただきたい。そして、今回の専決処分して、もう変わっている箇所が何か所かある。それを一覧表にまとめて本当出していただけたら、我々も見るのが簡単なんですけども、その点、私は不親切だと思いますけど、なぜそれが出せないんですか。本当は出していただきたいかったですよ。それが変わっているところ、予算書を2つ並べてみんな調べていかなければならないし、それはやはり出して、議論をさせていただきたかったと思います。

ぜひ、予算書を出す前には誰か確実にチェックをして出していただきたい。

以上で終わります。

○議長（明石秀雄君）

質疑、他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、承認第2号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第2号、令和2年度伊仙町一般会計予算の専決処分の承認を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本件を承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（明石秀雄君）

起立少数です。したがって、承認第2号、令和2年度伊仙町一般会計予算の専決処分の承認は、承認しないことに決定しました。

承認第3号について、補足説明があればこれを許します。

○地域福祉課長（大山 拳君）

承認第3号、令和2年度伊仙町国民健康保険特別会計予算の専決処分、補足説明をいたします。予算書1ページをお開きください。

令和2年度歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ前年度当初と比較し8,798万5,000円増額の11億3,877万1,000円となっております。

歳入につきまして、主なものについて説明をいたしていきたいと思います。

1款国民健康保険税につきまして、県の本算定結果の標準保険税率に基づき、1億1,809万8,000円を計上するものです。

6款県支出金についてですが、1節普通交付金として8億6,708万6,000円、2節特別交付金として5,589万1,000円で、県支出金全体として……。

すいません。中身、審議をしてありますので、専決処分のほうよろしく願いいたします。

○議長（明石秀雄君）

承認第3号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、承認第3号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これでは、承認第3号、令和2年度伊仙町国民健康保険特別会計予算の専決処分の承認を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本件を承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（明石秀雄君）

起立多数です。したがって、承認第3号、令和2年度伊仙町国民健康保険特別会計予算の専決処分の承認は、承認することに決定しました。

承認第4号について、補足説明があればこれを許します。

○地域福祉課長（大山 拳君）

承認第4号、令和2年度伊仙町介護保険特別会計予算の専決処分について承認をお願いいたします。

よろしく願います。

○議長（明石秀雄君）

承認第4号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、承認第4号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第4号、令和2年度伊仙町介護保険特別会計予算の専決処分の承認を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本件を承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（明石秀雄君）

起立多数です。したがって、承認第4号、令和2年度伊仙町介護保険特別会計予算の専決処分の承認は、承認することに決定しました。

承認第5号について、補足説明があればこれを許します。

○地域福祉課長（大山 拳君）

承認第5号、令和2年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算の専決について、承認賜りますようよろしく願います。

○議長（明石秀雄君）

承認第5号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、承認第5号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第5号、令和2年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算の専決処分の承認を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本件を承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（明石秀雄君）

起立多数です。したがって、承認第5号、令和2年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算の専決処分の承認は、承認することに決定しました。

承認第6号について、補足説明があればこれを許します。

○健康増進課長（澤佐和子君）

承認第6号、令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算の専決処分について承認のほうよろしくお願いいたします。

○議長（明石秀雄君）

承認第6号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

質疑なしと認めます。

承認、今の。

○6番（岡林剛也君）

令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算の専決処分の承認について、質疑をいたします。

使用料なんですけども、今プールが使えなくて水泳教室が休みになっていると思うんですけども、それに関して、この使用料はもう従来どおり毎月、毎月同じ金額を取るつもりなのでしょうか。

○健康増進課長（澤佐和子君）

休み期間につきましては、使用料いただいておりません。

○議長（明石秀雄君）

他に質疑ございませんか。

○13番（樺山 一君）

承認第6号、令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算の専決について質疑をいたします。

今、岡林議員からありましたけども、水泳教室をしている方々がいらっしゃいますけど、あの方々は個人事業主になられるわけですか。そして、あの方々もコロナが流行してからほとんど仕事ができなくて、アルバイトで食いつないでいるという話も聞きましたけど、そこに関してどのように町としては考えているのか、お考えをお聞かせください、町長。

○町長（大久保明君）

今回コロナの影響で、今町内の飲食店など、かなりの店舗が休業自粛を迫られております。同じように、このほーらい館のプールに関しましても同じ状況でございますので、この飲食店、そして塾等含めて、約30カ所に今選定いたしまして町単独での休業補償を計画しておりますので、ほーらい館のメンバー3人いると思いますけれども、その方々にも同様にしていく必要があると思います。

○13番（樺山 一君）

ぜひ、あのほーらい館の水泳のインストラクターさんだけでなく、個人の方々は何か国への申請が難しい、そういうのを役所のほうで応援をしていただいて、ぜひ国の金をもらえるような形で、ぜひ手助けをお願いいたします。

以上です。

○議長（明石秀雄君）

他にございませんか。

○5番（清 平二君）

今、コロナの問題でほーらい館が休止の状態ですけども、こういう状況の中で歳入が入ってこないのがあると思いますけども、これを今後どうするのか。歳入のとらなかった分どうするのか。また、どのぐらいの想定で予算がとれないのかをお尋ねします。

○健康増進課長（澤佐和子君）

1カ月半、4月1日から休館しておりますので、その間歳入が、会費もいただいておりませんし、歳入の減はあります。また、これに伴いまして、燃料費とかその辺は使っていないものありますので浮いてくるものありますけれども、そこは、予算に関しましては、適宜補正等でご説明をさせていただきながら対応させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（明石秀雄君）

他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

質疑なしと認めます。（「総務課長、大まかに予算どんくらいちゅうの」と呼ぶ者あり）

○2番（牧本和英君）

すいません。9ページの節12の委託料、運転管理業務委託料とありますが、これはどういった仕事されるのかお伺いします。

○健康増進課長（澤佐和子君）

高圧電気、電力のほうと、あと施設の管理のほうを、年間を通して業務委託をしております。

○2番（牧本和英君）

わかりました。

○議長（明石秀雄君）

他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

質疑なしと認めます。

これから、承認第6号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第6号、令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算の専決処分の承認を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本件を承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（明石秀雄君）

起立多数です。したがって、承認第6号、令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算の専決処分の承認は、承認することに決定しました。

承認第7号について、補足説明があればこれを許します。

○水道課長（徳永正大君）

承認第7号、令和2年度伊仙町上水道事業会計予算の専決処分の承認、よろしく願います。

○議長（明石秀雄君）

承認第7号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、承認第7号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第7号、令和2年度伊仙町上水道事業会計予算の専決処分の承認を採決します。
この採決は起立によって行います。

お諮りします。本件を承認することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（明石秀雄君）

起立多数です。したがって、承認第7号、令和2年度伊仙町上水道事業会計予算の専決処分の承認は、承認することに決定しました。

△ 日程第9 承認第8号 伊仙町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認

△ 日程第10 承認第9号 伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認

○議長（明石秀雄君）

日程第10 承認第8号、伊仙町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認、日程第11 承認第9号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を2件一括して求めます。

○町長（大久保明君）

承認第8号は伊仙町税条例の一部を改正する条例、承認第9号は伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和2年3月31日付で専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告して承認を求めるものであります。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（明石秀雄君）

承認第8号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

質疑なしと認めます。

これから、承認第8号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第8号、伊仙町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本件を承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（明石秀雄君）

起立多数です。したがって、承認第8号、伊仙町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認は、承認をすることに決定しました。

承認第9号について、補足説明があればこれを許します。

○くらし支援課長（名古屋二君）

承認第9号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について補足説明をいたします。

課税限度額の引き上げと減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しであります。

承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（明石秀雄君）

承認第9号について質疑を行います。

○6番（岡林剛也君）

伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

この条例を専決した理由、それを聞きたいと思います。普通こういう条例改正、税率の改正があると国保運営協議会に諮ると思うんですけども、今回は専決処分をされていますのでその理由をお願いします。

○くらし支援課長（名古屋二君）

ただいまの質問にお答えします。

これは、全国の自治体に一律で所得割の引き上げということで通知が来ましたが3月の終わりでございまして、3月の議会に間に合わないということで、今回の専決処分ということになりました。

○6番（岡林剛也君）

この2条2項と読みますと、61万円の63万円に改めるとありますが、これは簡単に言えば、減額措置の基準額がちょっと上がって、町民に有利になると言ったらあれなんですけど、そういう解釈でよろしいでしょうか。

○くらし支援課長（名古屋二君）

ただいまの質問にお答えします。

この61万円を63万円にというのは、所得割、均等割、平等割、所得割がありまして、ある程度所得のある方の最高額が今までこの医療分と介護分と後期高齢者支援分がありまして96万でしたんですけども、これが61万から63万、16万から16万ということで3万円上がりまして、所得割の額が最高額が99万円になるという説明になります。

○6番（岡林剛也君）

はい、わかりました。これは、後々、国保の運営協議会の中での取り扱いはどうなるのでしょうか。

○くらし支援課長（名古健二君）

これは、運営協議会とは別でございまして、全国の自治体が一斉にしてこういう形になりますので、運営協議会での協議はないものと思います。

○議長（明石秀雄君）

他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

質疑なしと認めます。

これから、承認第9号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第9号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本件を承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（明石秀雄君）

起立多数です。したがって、承認第9号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認は、承認することに決定しました。

△ 日程第12 議案第35号 令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）

○議長（明石秀雄君）

日程第12 議案第35号、令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第35号は、令和2年度伊仙町一般会計の既定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により提案してあります。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（明石秀雄君）

議案第35号について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（久保 等君）

議案第35号、令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）について補足説明いたします。

予算書1ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額60億4,053万8,000円に歳入歳出それぞれ6億9,880万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を67億3,934万2,000円とするものであります。

予算書3ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入についてご説明いたします。

10款地方交付税、補正前の額31億5,561万3,000円に239万6,000円を増額し、31億5,800万9,000円とするものであります。

14款国庫支出金、補正前の額7億9,586万1,000円に6億8,886万8,000円を増額し、14億8,472万9,000円とするものであります。

19款繰越金、補正前の額1,000円に754万円を増額し、754万1,000円とするものであります。

歳入合計、補正前の額60億4,053万8,000円に6億9,880万4,000円を増額し、67億3,934万2,000円とするものであります。

予算書4ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

3款民生費、補正前の額15億2,866万5,000円に6億8,586万8,000円を増額し、22億1,453万3,000円とするものであります。今回の新型コロナウイルス感染予防に関する特別定額給付金等でありませ

4款衛生費、補正前の額5億8,280万4,000円に954万6,000円を増額し、5億9,235万円とするものであります。主なものとして、消毒液や防護服の購入、施設の整備に関する経費及び協力給付金等の経費を計上してございます。

6款農林水産業費、補正前の額7億750万1,000円に339万円を増額し、7億1,089万1,000円とするものであります。主なものとして、有機物供給センターの管理・修繕に関する経費を計上してございます。

ご審議賜りますようよろしくお願いたします。

○議長（明石秀雄君）

議案第35号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

質疑なしと認めます。

○13番（樺山 一君）

議案第35号、令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）について質疑をします。

5ページ、歳入の5ページ、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金の新型コ

コロナウイルス感染対応地方創生臨時交付金の300万についてですが、これは国のほうで補正予算で1兆円認められたそのうちの伊仙町の配分が300万ということで理解してよろしいでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

伊仙町へ配分が300万ということではなくて、今回この事業を使って伊仙町で事業を行うということになっております。全体像、今からこのコロナウイルスが第2波、第3波という、来ることも想定されますので、その際に、また次の段階、次の段階ということでこの事業に見合った伊仙町への政策を打っていくために、また継承していくというふうことを想定してございます。

○13番（樺山 一君）

人口割とかそういう形で配分されるわけじゃなくて、こちらから申請をして、予算を使っていくというように理解してよろしいでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

一応大まかな配分枠としては、7,500万ほど伊仙町の上限が想定されております。

○13番（樺山 一君）

わかりました。

それと、7ページ、歳出の7ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目4予防費、節のほうで集落向け感染対策協力金15万円、事業者向け感染症対策協力金50万円、そして新型コロナウイルス対策協力給付金300万円とありますが、詳細な説明をお願いいたします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

集落向けの感染協力金でございますが、一応場所的には伊仙町、町の施設でございますところの感染者が出て、病院では対応しきれないということも想定されますので、その際に、伊仙町出身の方が多く出た場合に、隔離といいますか、そういうところが必要であるということで、そうなるとその集落等にやっぱり幾分かの迷惑をかけますので、一応そういった協力をしていただくということの協力金、それから事業者向けというところでは、その集落にありますところの飲食店を経営するとか、そこに人が行かなくなるということも想定されますので、その分を計上してございます。その下の300万については、今回休業要請、県からの休業要請、医師団の要請が出まして、そのことに協力しているところ等、町でも県に交付申請するのがしかねるところを、町がまた上乘せをした方がいいんじゃないかという考えのもとで、今回30件ということでこれを想定して、計上してございます。

○13番（樺山 一君）

事業所向けコロナ対策協力金ということは、例えば1件当たり10万円の30件、30件の300万ということで算定してあるということですか。

それと、なぜ15万円、50万円という形で算定してあるのか。その集落。どういう算定基準でしてあるのか。お答えいただきたいと思います。

○総務課長（久保 等君）

現段階で、そういった隔離をしないといけないという状況は、5カ月ぐらいはかかるものだろうという想定の中で、集落に関する協力金が3万掛ける5カ月、それから事業者向けところの50万というのが1件の5カ月で50万というところであります。

○13番（樺山 一君）

じゃあ、この集落感染対策協力金は、1集落を考えていると理解してよろしいですか。これでは、感染が蔓延すればこれでは足りないと思いますけど。今徳之島ではないわけですので、ふえれば対応していただきたい。

前後しますが、その前の需用費、衛生消耗品費、そして避難所施設修繕費について、詳細な説明をお願いいたします。

○総務課長（久保 等君）

この施設は、もう十数年たっていて、各温水をつくる給湯器とかその辺の機器の故障やら、口調設備等の現在使えない状況等もありまして、そこの改修をするということで経費を計上してございます。

それから衛生費消耗品、これがマスクやら消毒液、それから防護服、それからその箇所を使った後にまた全体を消毒する必要があるということもありまして、そういったものにかかる経費を計上してございます。

○13番（樺山 一君）

じゃあ、避難所施設の修繕費ということは、町内全域の避難所を修繕していくという考えでよろしいですか。何カ所ですか、これは。

○総務課長（久保 等君）

最初、避難所を想定してございましたが、逆にその場所が広く、また近隣の住宅地も近いということで、一応バンガローを今想定して準備をしているところでございます。ですから、これが、そこで受け入れ可能な人数を超えた場合に、また避難所に指定されているところ等、あと状況に応じては義名山の体育館というふうになって、やらざるを得ないものだと考えております。

○13番（樺山 一君）

じゃあ、これは喜念のバンガローに、この250万円を修繕費として使うと考えてよろしいでしょうか。

それと、今義名山の体育館を避難所として使うという話が出ましたけど、あれをどう使うんですか。避難所として。そこで本当に生活ができるでしょうか。

○健康増進課長（澤佐和子君）

避難所につきましては、まず島で発生しまして、重症とかいう治療が必要な方の場合は、自衛隊の方で県のほうに、市内のほうの病院に搬送ということになっておりますが、一時的にたくさん出たりとか、そこに行くまでに対応しきれなかったりする場合もありまして喜念と、あと義名山の体

育館のほうも一応準備しておこうということで、義名山の体育館でありましたらダンボールベッド等とそういったのも今購入を準備しておきまして、そういったものをしながら、向こうでありましたら近隣に人家もそうもありませんので、あとは2カ所大きな部屋がありますけども、あちらのほうをグリーンエリアとかイエローエリアということが、ゾーン分けをきれいにして、その中で向こうの準備としましてもシャワーとかもできるように、そういったところも少し今回手を入れさせていただいています。できればですけども、これが終息がうまくいきました場合には、今後の防災とか、そういうときにも使えるかと思いますので、その辺も含めて体制のほう、なるべく喜念とか義名山が使わなくて済むように願ってはいるところなんですけども、できる限りの準備はしておきたいというふうに、今心がけて準備をしているところでございます。

○13番（樺山 一君）

わかりました。

例えば、避難させればそこに素人の方が行くんじゃないくて、やはり知識のある医療スタッフが常駐すると考えてよろしいでしょうか。

○健康増進課長（澤佐和子君）

今緊急で、例えばそういうなつた場合には、避難所の方には看護師でしたりとか医師とかそういった方の管理が必要になってきますので、そこまでまだ具体的にまではいっていないんですけども、準備せざるを得ないときが来るのではないかと考えて想定しております。

この辺につきましては、保健所とかも協議をしております、今県の方向としましては鹿児島の方に搬送ってこともあるんですけども、鹿児島でも対応しきれないことも出てくるかもしれませんし、島で発生した場合にどうやって防ぐかということで頭を痛めているところであります。はい。

○13番（樺山 一君）

ぜひ多種多様なシミュレーションをしていただきたいと思えます。

それから、その下の款6農林水産業費、項1農業費、目7有機物供給センター管理運営費の節1報酬、節3職員手当旅費が組まれています、この有機物供給センターは、管理委託契約はなされていますか。

○経済課長（仲島正敏君）

業務委託契約を1社と行っております。

○13番（樺山 一君）

なぜ業務委託をして、委託をして金額等も後でお聞きしますが、ここに臨時職員、パートタイム会計年度任用職員報酬を組んで配置するのか。なんで委託した業者に任せないのか。パートタイムですら委託しないで直営ですればいいんじゃないですか。これ、もう明らかに税金の無駄遣いですよ。どうお考えですか、町長。

○経済課長（仲島正敏君）

今、業務委託を行っているところなんですけども、議会におきまして、施設の老朽化、また今

後、3月議会にもありましたとおり広域化とか含めて協議をしていく場において、条例上町長は管理人を置くことはできるとありますので、今年業務とは別に、施設のほうをしっかりと整備等できないか、また広域化できないかというのをするためにも、管理人をおいて業務のすみ分けをしながらできないかなというところで提案させていただいております。

○13番（樺山 一君）

もちろん条例で町長は管理人を置くことはできるとありますが、しかし、委託契約をして、業者に委託契約をしてそれを、そこにまた金をかけて何で置くのか、私にはさっぱり理解できない。

そして、この委託契約は、業者との委託契約が幾らですか。また、その分じゃあこのパートタイムの方がする分何で委託料から引いて仕事をさせるのか。そういう形であるのか、全く私意味がわからない。その契約は何カ月で幾らですか。

○経済課長（仲島正敏君）

契約期間が本年5月1日から来年の3月31日まででございます。委託料は、その間811万8,000円でございます。

○13番（樺山 一君）

11カ月で800。

○経済課長（仲島正敏君）

8、1、1、8です。

○13番（樺山 一君）

800……

○経済課長（仲島正敏君）

11万8,000円。

○13番（樺山 一君）

11万8,000円。今まで5年間指定管理していたわけですが、そのときの1年間の金額は幾らでしたか。

○経済課長（仲島正敏君）

確認します。

○13番（樺山 一君）

それいい、それはいい。それわからなかったらいい。

委託契約をすれば、やはり委託業者に任せて、ここで使うこの200万余りのお金をやっぱり他ので使っていただきたいと私は思っております。

それと、なぜ、これが5月からなのか、4月じゃなくて。職務怠慢じゃないですか。やはり3月で委託の契約等は終わらせておかなければならなかったんじゃないですか。そして、このパートタイム会計年度任用報酬が今組まれています、そこにはその職員の方は、今現在はいますか。

○経済課長（仲島正敏君）

はい、今4月から有機物供給センターのほうに勤務をいたしております。

○13番（樺山 一君）

その契約、3月中でできなかった理由。

○経済課長（仲島正敏君）

できなかった理由は、これも私の職務怠慢と思っております。

○議長（明石秀雄君）

話題を変えてください。

○13番（樺山 一君）

はい。職務怠慢が多過ぎて、私もこれ以上、こういう形で言うことはできませんが、ぜひこれを外していきたい。この予算は私からの要望です。

そして、その下に、農地費委託料93万円組まれています。町有地のどこを調査する委託料でしょうか。

○耕地課長（穂 浩一君）

樺山議員のご質問にお答えをいたします。

町有地の調査委託料についてですが、過去に土地改良が行われたところが、地区名でいえば、伊仙東部地区から大体第2三崎地区ぐらいですが、畑総事業については、所有地はそのまま残っている状態です。それ以降の畑総事業については、払い下げするなり、導水路に、町有地には導水路に変容して、受益者の減歩を減らしたりしたわけですが、そういう形で、以前、昔したところについては、まだ町有地がかなり残っている状態です。その残っている町有地について、再度、換地図面と地番と町で調べて、町有地の場所等を調べて、現在、どなたが耕作しているのか等々調べて、払い下げしていけるような形で今年いっぱい調査をしていきたいと考えております。

○議長（明石秀雄君）

他にございませんか。

○5番（清 平二君）

今、樺山議員からありましたけれども、有機物供給センター管理費の報酬、職員手当、旅費、去年の予算ではあったでしょうか。

○経済課長（仲島正敏君）

ただいまの質問にお答えいたします。

昨年度までは指定管理をお願いしておりましたので、このような予算は計上いたしておりません。

○町長（大久保明君）

4月いっぱいまでの話をしますと、有機物供給センターは非常に機械が故障など、そして、いろんな管理などが非常に、この10年の間、劣悪化してまいりました。

今回、1カ月間契約した会社が、あとそれから、新しい臨時職員は、以前、この施設で当初働い

た方であります。その2社が1カ月間の間に、10年間にわたってほとんど管理できていないところを全部チェックしたしまして、その改善を見事に1カ月の間に成し遂げることができました。そして、そのもう純粋な液肥に近いような形で多くの畑に散布することができました。

ですから、そういう形でこの管理してきた職員は、この経過、そして、その職員がいない間のいろんな機械の故障、不備、ふぐあいなどをしっかりと理解していただいて、今後とも液肥センターが真の意味で液肥を出せるようにするために、今後とも、この職員の経験と力は必要だと考えておりますので、そのことはまた新しい、今度、管理する方々にも理解をしていただきたいと思いますと考えております。

単に、予算の問題でなくて、あれにいろんな薬剤を投入したりすることも徐々に減らしていける可能性すら出てまいりましたので、そういった中身が大きく変化、改善されてきたということは報告をしなければいけないと考えておりましたので、そのことを理解して今回の予算はぜひ通していただくようお願いしたいと考えております。

○5番（清 平二君）

予算をたすということですが、5月11日に予算が出てきて、もう仮に執行されていると。事前着工ですよ、はっきりいえば。去年もこういう予算を出してなくて、今年からやる。この方は、何かそういう資格を持っていてやっているのか。何かその資格は持っているのでしょうか。

○町長（大久保明君）

当初、経済課長も話したように、この対応がおくれたことに関しまして、1カ月間という形でその期間だけの契約という形でありました。先ほど話したように、確認はしておりませんが、経験値がかなりあるということは間違いないと思いますので、今後、またその職員が、臨時職員があらゆる資格等を取得していけば、管理はかなり改善できると考えております。

○5番（清 平二君）

経済課長は、その辺のことはどう考えているのでしょうか。

○経済課長（仲島正敏君）

町長が答弁したとおりでございます。

○議長（明石秀雄君）

清君、話題を変えて。

○5番（清 平二君）

やはりこういう方を採用するとか、事前にするのではなくて、やはり私たち議会の中にも図って、予算を通してから契約をします。予算も通さないうちに契約をして事前着工をして、私たちにこれを認めなさいと、非常にこれは予算執行のあり方自体が問題じゃないかなと思います。

もう、事前執行して、技術を持っているか持っていないかもわからない、ただ経験があるからと言っているんですけども、これまでのところをやはりしっかりとして予算を出していただきたいと思います。もう本当に事前執行ということは、大変、私たち議会軽視でありますので、そういう

ことがないようにしていただきたいと思います。

○議長（明石秀雄君）

他にございませんか。

○4番（佐田 元君）

今の件に関して質問いたします。

この方の契約はいつからですか。いつからいつまでですか。

○経済課長（仲島正敏君）

この方は、伊仙町の今年度の会計年度任用職員ということで、当初、ほーらい館のほうに勤務いたしておりましたけれども、休館に伴いますこともありましたので、出向というか、有機物供給センターのほうで勤務をいただいているところでございます。

○4番（佐田 元君）

以前、勤めておって、今、有機センターのほうに出向をとっているという答弁ですが、この方とは雇用契約とかそういうのはもうされていないというとり方でよろしいでしょうか。

[発言する者あり]

○議長（明石秀雄君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 3時08分

再開 午後 3時26分

○議長（明石秀雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○経済課長（仲島正敏君）

この会計年度任用職員は、令和2年4月1日から令和3年3月31日の間、会計年度任用職員として伊仙町と雇用契約を結んでおります。

○4番（佐田 元君）

4月1日から雇用契約を結ばれているということですが、これ4月の給料は、報酬はもう支払い済みですか。それはどこから、その4月分の報酬は支給されているんですか。（「契約書のところですよ」と呼ぶ者あり）（笑声）

○総務課長（久保 等君）

会計年度任用職員として、4月からほーらい館のほうで契約しておりますので、そこから一応支払いしているということになります。

○4番（佐田 元君）

今の説明ちょっとわかりにくいところがありますが、今現在、4月1日から有機物供給センターで勤めているわけですよ。それをほーらい館のほうからの報酬を支給したという、そういう受け

とめ方でよろしいでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

また、会計年度任用職員ということで職員と同等の扱いでありますので、給料の出ているところに勤めないでということも正確に言えばそうなんです、必要などころに出向を命ずるところでもありますので、4月の報酬についてはほ一らい館の中から支払っております。ここに計上した予算としまして通りましたら、この処理で行こうということで計上してございます。

○4番（佐田 元君）

ほ一らい館のほうからされているということですが、この勤務体制はほ一らい館の勤務時間というか、それはもうどこも同じというとり方でよろしいでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

雇用条件については若干違いますので、雇用条件のほうは今の時間に合わせた雇用条件をつけて、ほ一らい館の運転手でしたので、その金額に合った形での雇用条件のほうで対応してございます。

○4番（佐田 元君）

その雇用条件に合った支給値を報酬ということですので、それはそれでいいとして、これは、この方は、本人が、先ほど町長のほうから、管理できていないところが管理ができるようなことになったというお話がありましたが、私たちが4月4日、2日だったっけ、有機センターちょっと行って、そのときには、きゅらまち観光の職員とまた本人さんもちょっとホークのような話で本人さんから話を伺ったんですが、十何年前に、たしか、町長が言われたとおりの十何年前におったと。しかし、もう十何年も過ぎたらもう何もわからないと、そういう状況で話をして、何というのかな、発電機というか、処理ができないでもうてんやわんやしているところをちょっと伺ったんですが、町長が言われるこの管理できていなかったところ、管理ができるようになったという話、これはどういところが管理されたのか、町長のほうにお伺いしたいと思います。

○町長（大久保明君）

4月中旬ごろ行きまして状況を見たら、おどろいたのは、各処理施設、入れているタンクが、全てのタンクがきれいに、この液肥を各農地に散布していた状況でありまして、それが隣の最初の大きなタンクの攪拌機が、初めて見ましたけれども、これがいろいろ操作している間に動き出したということも報告を受けました。それで、その次の、さらに浄化するための攪拌機も1つ故障をしているけれども、それを直していけば、十分だろうという話でありました。

それで、一番最初に、廃棄物を持ってきたときに、ただ大きな物質があるわけです。それを除去する装置そのものは、それを砕くこの機械は完全に故障しておりますので、今は機能しておりません。ただ、そのかわり、そういうものを大きなネットで、いま一度、攪拌する前に処理するような形で今やっておりますので、これはその方だけではなくて、この1カ月間、契約いたしました伊仙環境のかなり、かなり優秀な方が、それを、状況を見て、これはこうしたほうが改善できるとかい指導の中で進んでいったわけでありまして、4月の当初よりは、今指導を受けた結果と、また、

いろいろ自分自身でも勉強しながら、今後、やっていけると考えておりますので、あらゆる資格を今後積極的に取得していったら、液肥センターが町、地元も含めて、これ今、広域連合で、3町長で協議している1つの課題が、前回申し上げたと思いますけれども、この徳之島町のし尿処理センターは、2年後をめどに解体する計画があります。それを何とか広域連合で運営できないかという話も始まったばかりでありますので、それまでの間、しっかりしたこの樹脂等液が生産されて、本当に農家の方々に喜んでもらえるようにすることは、この液、この十数年にわたってなかなかうまくいかなかった中で、少しは光明が見えてきたような気もいたしますので、そういう状況で、私の感覚としてはそういう状況でございます。

○4番（佐田 元君）

はい、終わり。いいの。1点だけ。

それでは、きゅらまち観光課長さんに、ちょっと課長のほうに伺いますが、散布車がバッテリーが故障して、そこに液肥を積んだまま、置いてあったと。そして、今の契約された業者さんが大変とまどったというか、そういう話を聞いておりますが、そういうあれは事実なのか聞いたことないですか。引き継ぎするまで、引き継ぎの段階で。

○きゅらまち観光課長（久保修次君）

その話は聞いておりません。

○4番（佐田 元君）

終わります。

○議長（明石秀雄君）

他にございませんか。

○14番（美島盛秀君）

当時、私も町民からその声を聞いて、佐田議員と一緒に行きました。議会に届け出て、議員活動として行きますという報告をして調査に行きました。まいったところ、さっきからあげている本人がおりました。十何年前に行って、急に行けと言われて、何もわからないと言っておりました。

その中で、内容を、老朽化した施設のことを聞いて、どう処理するかという話になって、たしか、令和元年度の予算で1,800万だったと思いますけれども、散布車の新車がここにあるじゃないのと、それを使えば散布できるはずだということを言ったら、その時点ではまだ試運転がされていないという話でありまして、年度が繰り越しされてもまだ試運転もされていない、有機センターになかったです。町長のような老朽化した施設がその本人が来たおかげで何かこう正常化したような言い方ですけれども。恐らく、私は、その後、その散布車が利用されて散布が、くみ取りができたと思いますけれども、その散布車がいつ納入されて、いつから試運転したのかお尋ねをします。

○経済課長（仲島正敏君）

この散布車につきましては、たしか、明許繰り越しのほうで計上させて、4月の半ばまでには入るという話でございましたけれども、3月の終わりに、ちょっと記憶が定かでないですけど、3月

31日から4月1日に新しい散布車が到着をいたしまして、4月3日に完成検査を実施いたし、その後、有機物供給センターのほうに引き渡しをしているところでございます。

○14番（美島盛秀君）

五、六年前になると思いますけれども、たしか、ポンプが壊れて正常に攪拌ができないと、分解ができないということで、議会で調査に行ったことがあります。そのときには、受託、委託を受けたところの従業員さんが、もうそれは見るにも見かれねかねないような状況でくみ取ってきたものを処理していました。ほいで、何社かそのポンプの修理等も見積もりが出たはずです。そういう、今のこういう問題等が出るのは後手後手に回って、しかも明許繰り越しをして散布車が早く使えるようにと、こういうことで、たしか、四輪駆動のほうがいいとか何とかいう意見等もあったはずで。そういうふうな問題をご指摘しても、それを対応してくれない。だから、私は、いい加減な大久保町政だと、行き当たりばったりばかりやっているということを申し上げたわけなんですけれども、それが毎回毎回こういうのが出てくる。その正常に老朽化施設が動いた、その本人が来たために動いたというのは、それは散布車が出たから動いたんじゃないですか、散布ができてから、町長の。町長の認識の違いだと私は思いますけど。

○町長（大久保明君）

やはり、美島議員とご自分で話したように、いろいろ認識への差がかなりありますね。私は、あそこ、2・3年前から何回か視察に行って、本当にこれは非常な厳しい状況だなという中で、今回、散布車が導入されましたし、散布車が導入されたことはもちろんですけれども、やはり、管理する方の経験と知識がそのような液肥に関しても相当の経験のある方でありましたので、そのことを2カ月間の間、指導した結果も大いに改善に貢献したと考えております。

○14番（美島盛秀君）

先ほどから、経済課からきゅらまち観光へ移管するという話も、条例で変えるという話等も出ていますけれども、確かに、環境問題ですから、きゅらまち観光がやるのもいいかもしれません。しかし、これは、最初のつくったのが液肥を利用して農業振興に役立つからという説明でありました。

当時も、私、これ、当時からかかわっていますので、あそこの建設関係から、立派な施設ができて農業振興になるんだと。そして、そこに混ぜていく薬剤とかいろんなのでいろんな効果があるという報告等を当時の経済課長から受けました。そういう大事な施設を5年も前、5年、6年前に指摘があって、使えないから修理をしなければいけない、そういう指摘があるからこそ本当に、予算の関係もありますので無理な点もあったかもしれません、理解できますよ。しかし、そういう大事なものをまず優先してやるのが、私は町長の政治手腕だと思います。

それをまた経済課からきゅらまち観光課に変えるということですが、私は、これを液肥としてもっともっと有効活用できる農業振興に充てるためには私は経済課において、そして、いろんな研修を重ねながら農業振興にこの液肥を利用させていただきたいと。そのために散布車の、新しい散布車も購入してありますので、ぜひそこらあたりを考えていただきたいと思います。終わります。

○議長（明石秀雄君）

他にございませんか。

○1番（杉山 肇君）

7ページ、目の4節の18事業者向けコロナ対策協力給付金とあるんですけど、この事業者というのはどういう方々を選定されているんですかね。

○総務課長（久保 等君）

これは、県が協力依頼を出しました休業及び時間短縮等、そのような飲食店を想定しております。

○1番（杉山 肇君）

私もよく飲食店にお伺いすることが多いんですが、かなりやっぱり売り上げ上にも困窮されていると。これ町の独自のあれでこういうことをされるのは物すごくいいことだと思うんですよ。でも、これ、事業者を飲食店だけに限らず、経済産業省のほうから持続化給付金というのが今ニュースでも取り上げられているんですけど、こういったものを他の事業全般、事業者全てに向けてお教えしてあげるとかということは可能なんですか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

先ほど樺山議員のほうからもあったんですが、県の出している協力金とかそういうのをうまく島内、町内のそういった企業さんが申請できるようなことを町が手助けをしたり、国が出している事業者向けの資金等をやはり町内の業者さんが使えるように町も協力していくということはないといけないと思っていますので、また、今回の地方創生の事業等、積極的に取り入れて町内の困っている企業さんの手助けをやっていきたいと考えております。

○1番（杉山 肇君）

それは、ぜひ、今ちょっとその資料があるんですけど、中小法人等は200万円、個人事業者には100万円というような金額も設定されているんですよ。例えば、伊仙町内の事業者さんがこれ申し込む場合に、単独で国に申し込むという形になっているんですけど、例えば、その申し込みをして会員登録をするという形になっているんですよ。けど、その会員登録した後に、事業内容の説明書きとかいろいろちょっと手書きをする部分があるらしく、その辺がちょっとまだ伊仙町の事業者さんが目線がそのように向けていないんじゃないかなと。そういったものもやっぱり行政のほうで誰かひとりちゃんと決めて、例えば、どういった書き方をしたほうがいいんじゃないかというような教えができるような形をぜひつくっていただきたいと思います。これで終わります。

○議長（明石秀雄君）

他にございませんか。

○10番（福留達也君）

今回の補正のメインは、新型コロナの10万円の給付なんでありまして、これ、けさぐらいから防災無線で何か申請書を発送するという放送がなされていますが、これ実際、今日あたりから発送す

ると、到着して、どういった流れで、最短いつぐらいから受け取ることができる、どういった流れですか。

○くらし支援課長（名古健二君）

ただいまの質問にお答えします。

土曜日あたりから、11日から申請書の発送ということで防災無線等を利用して放送しておりますけれども、今日から、今日郵便局のほうに持っていくということで、もう既に持っていておりますけれども、今日から郵便局のほうに各町民の家へお配りすると、大体、今日の夕方またはあした、あさって、その後に返送用の封筒に申請書等を記入していただきまして、役場のほうへ戻るのが、その前に、一度、この返送用の封筒の郵便代がかかりますので、これが一度、伊仙町の場合は全てのもが鹿浦郵便局のほうへ行きまして、これが二、三日ぐらいかかる予定です。その後に役場のほうへ来るということで、その後、会計課からJAのほうにお願いしまして、今週の金曜日あたりから来週の月曜日ごろには最初の振り込みができるんじゃないかなと考えております。

○10番（福留達也君）

大島郡内では大和村ですか、職員が総出というのかな、出かけて行って手渡しをしてナンバーワンだったと。天城町に関してもコピー機があってね、これ免許証のコピーとか何かそういったのも必要なんですよ、これ。そういったコピー機がない年寄りの世帯なんかいるもんだから、あっちこっちその集落ごとに職員が出向いて行ってコピー機を貸し出して、より簡単に迅速に手渡しできるようなそういう体制というのをとっているといいんですけども、伊仙町としては、今のその流れでいくと、それ以上に何か他の手立てをしてあげるとか、そういった考えありますか。

○くらし支援課長（名古健二君）

今福留議員がおっしゃったとおり、迅速にということでそういうことも考えましたけれども、国の方針といいますか、濃厚接触、3密、これにならないような対策もとらないといけないということで、人の人命、安全面にも関わるとということで、一応我々が考えているのは、しばらくといいますか、来週いっぱいになるかもわかりませんが、その後にコピー機を今注文して届いているところなんですけれども、これを義名山体育館のエントランスのほうに置きまして、それで車からおりずに我々が町民の持ってきた免許証とかそういうののコピーをしてあげまして、そこで書類の書き方等の手助けをしまして、10日間ぐらい、土日も挟みまして、10日間ぐらいすれば2,000件ぐらいは行けるんじゃないかなという考えをしております。

あと、また、奄美市役所等に行くと、こういう申請書の見本等みたいなのをつくってあるんですけども、これには離島割引カードがちょっと記載されていないんですけども、奄美市等はもう離島割引カードでもオーケーということで、それで、我々も今日、あすからまたそういう放送等も随時流していきたいと考えております。

○10番（福留達也君）

ぜひ、そういった感じで難しい手続というのかな、そういったのをせずに簡単にできるんであれ

ばそういった感じでどんどん進めていって、迅速に渡していただきたいと思います。

それと1つ注文というのかな、5月1日の夕方のNHKの放送と次の日の各大島新聞なり、南海なり、南日本なりの、結果、間違いであったんですけども、伊仙町長と大きな都市、県内の鹿児島市、鹿児島市と伊仙町のみ6月からの給付だと、間違っていたあれなんですけれども、それで物すごい、物すごいというか、何名かからもクレームというのか、何で伊仙町がそんなことをしているんだと、そういったクレームがあったんですけども、職員の確保が難しいとか何か具体的にそういうことまで書いて載っていたもんですから、どうしたのかなと思ったら、それは間違いだったということなんですけれども、今後、そういったいいことはどんどん広まっていいんですけども、変な情報というのは出ないように努力というのかな、やっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（明石秀雄君）

他に。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

質疑なしと認めます。

[「動議。賛成」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

ここで、しばらく休憩します。

休憩 午後 3時53分

再開 午後 4時43分

○議長（明石秀雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、伊仙町議会会議規則第9条2項の規定により、会期日程とおりの議事進行を行うため、あらかじめ延長します。

ただいま本案に対して、樺山 一君他1名から手元にお配りした修正の動議が提出されています。したがって、これを本案と合わせて議題とし、提出者の説明を求めます。

○13番（樺山 一君）

ただいまお手元に修正議案を配付してあると思いますが、最後のページの歳出のところの13万5,000円のところに消し込みを入れていないので、その2カ所に消し込みを入れていただきたいと思います。

いいですか。令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）に対する修正動議を地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の2項の規定により、別紙修正案を添えて提出します。

提案理由の説明。6款農林水産業費1項農業費7目有機物供給センター管理運営費1,759万9,000

円に42万9,000円を増額するものです。

修正の主な理由として、有機物供給センターの管理運営業務を民間の業者に委託し、管理運営業務委託契約が締結されている。管理運営業務委託をした施設に職員を配置するということは税金の無駄遣いであり、令和2年度の施政方針に財政分野において、財政健全化を喫緊の課題と捉えるとともに常にコスト意識を持ちながら、職員一人一人が職務を遂行することで歳出削減に努め、財源の確保に取り組んでまいりますと目標を掲げている。施政方針の概要に沿って補正予算の修正案を提出します。

以上です。

○議長（明石秀雄君）

議案第35号について質疑を行います。

[発言する者あり]

○議長（明石秀雄君）

これしたよね。これもうさっき読んだよね。

[「休憩」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

休憩。しばらく休憩します。

休憩 午後 4時47分

再開 午後 4時48分

○議長（明石秀雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第35号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第35号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第35号 令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）の採決を行います。

まず、本案に対する樺山 一君ほか1名から提出された修正案について、起立によって採決します。

お諮りします。本修正案に賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（明石秀雄君）

起立多数です。したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

お諮りします。修正議決した部分を除く部分については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

異議なしと認めます。したがって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第13 議案第36号 伊仙町有機物供給センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（明石秀雄君）

日程第13 議案第36号、伊仙町有機物供給センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第36号は、伊仙町有機物供給センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案しております。ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（明石秀雄君）

議案第36号について、補足説明があれば、これを許します。

○経済課長（仲島正敏君）

それでは、議案第36号の補足説明をいたします。

伊仙町有機物供給センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正をいたします。

第5条第2項中、経済課をきゅらまち観光課に改めるものでございます。

同施設は、経済課サイドの事業として平成7年度に整備をいたしましたが、整備後20年以上経過し、施設の老朽化などもある中でございますけれども、現在、し尿処理などの処理が主になっております。ですので、し尿処理と衛生部門担当課であるきゅらまち観光課に管理運営事務を改める条例改正でございます。

改正いたしましても今までどおり、経済課も農政関係の部分におきまして、連携をとりながら取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご審議賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（明石秀雄君）

議案第36号について質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

議案第36号、伊仙町有機物供給センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

先ほどの予算審議の中でお尋ねをしましたがけれども、これは、目的は、農業振興のために液肥を活用するという目的で、最初、建設をいたしております。これをきゅらまち観光課に移管した場合、条例を変えて移した場合に、果たしてその目的が達成できるかどうか、今後、その液肥の取り扱いについてどう扱っていくのか。また、目的をどうやるのかお尋ねをいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

行政も同じ役場の中ということで、衛生部門と農政部門連携をとっておりますけれども、3月の、議会もありましたように、また広域化的な部分も考える中におきましては、この部分を経済課ではなく、主管課がきゅらまち観光課に当たりながら、経済課、今議員の質問からありましたような液肥の部分であったりとか、そういう農政部分に関するところを協力をしながら業務を務めていきたいと思っております。

○14番（美島盛秀君）

この件に関して事前にそういう話し合いをして、3月いっぱい条例を変えるのが妥当だと私は思いますけれども、慌てて3月にやっていたものを4月になってやらなければならないと、もう既に4月の給料等は支払ってあると思いますけれども、これは問題があると思っ
ていないのか、お尋ねいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

今までも先ほどから何度か申しておりますとおりに、きゅらまち観光課と経済課、業務の分担をしながらやっておりましたので、そちらの点については問題はないと思っております。

○14番（美島盛秀君）

私は、質疑の中で町長の認識の違いということを行いましたけれども、町長も、大分、そういう認識の違いということで答弁がありましたけれども。やはり、こういう条例を変えたり、あるいは各課の連携をとる、こういうことは1年前、あるいは長い期間を置いて調査をしたり、検証してするのが私は行政のあり方だと思っておりますけれども、そこあたり、急に4月になってから条例を変えるとかような連携をとりながらやっているということでもありますけれども、そこらあたり、今後、どう考えているのか、再度、お尋ねします。

○経済課長（仲島正敏君）

こちらの件につきましては、役場の中では、以前よりおられになっておりました、特にきゅらまち観光課の前課長とは、私が経済課のほうに異動になってからもこの主管するのはきゅらまち観光課のほうでしながら経済課のほうをサポートするのでよろしくないかなという話は以前からしてい

たところでございます。

○14番（美島盛秀君）

終わります。

○議長（明石秀雄君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第36号について討論を行います。

○14番（美島盛秀君）

議案第36号について、反対討論をいたします。

今質疑でも述べましたように、私は時期尚早だと、しっかりとした目的を決めて、そういう条例の中にうたって、そして、再度、農業振興を図っていくべきだと。

また、さらには、きゅらまち観光課、環境問題、これから世界自然遺産に向かっている取り組み等々余りにも事業がふえてくるんじゃないかという中、こういうことが取り残されて、せっかく移管してもまともな運営が、管理ができないんじゃないかという懸念がありますので、反対討論といたします。

○議長（明石秀雄君）

賛成者の討論がございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

これで討論を終わります。

これから、議案第36号、伊仙町有機物供給センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は、起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（明石秀雄君）

起立少数です。したがって、議案第36号、伊仙町有機物供給センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は否決することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

令和2年第2回伊仙町議会臨時会を閉会します。会議を閉じます。お疲れさまでした。

閉 会 午後 4時59分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 明 石 秀 雄

伊仙町議会議員 佐 田 元

伊仙町議会議員 清 平 二

